

## 風しん予防接種の費用を助成します

問い合わせ先 シーオーレ新宮健康福祉課(健康づくり担当)  
☎962-5151(直)

風しんは妊娠初期の妊婦が感染すると、生まれてくる子どもが難聴や心疾患などの先天性風しん症候群になる可能性があります。風しんを予防するためには、予防接種が有効です。

町では、予防接種費用の助成を行います。

### 【対象期間】

4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

### 【対象者】

新宮町に住民票があり、風しん抗体検査で抗体価が低いことが確認されている次の人  
(1) 妊娠を希望する女性  
(2) 妊娠を希望する女性または妊婦の配偶者および同居者  
※麻しん風しん混合ワクチン(または風しんワクチン)を2回以上接種している人は対象外

### 【助成申請方法】

申請場所 シーオーレ新宮健康福祉課

### 必要なもの

#### ○対象者(1)

①風しん抗体検査結果、②予防接種領収証原本(予防接種済証を含む)、③本人確認書類(健康保険証など)、④振込先口座がわかるもの(本人名義)、⑤認印

#### ○対象者(2)

上記に加え、⑥妊娠希望者または妊婦の風しん抗体検査結果

【受付時間】 午前9時～午後5時

【申請期限】 令和3年4月30日(金)

### 【助成額】

予防接種自己負担額の1/2(上限5,000円)

掲載している情報は、5月13日現在のものです。新型コロナウイルス感染症の対策に伴い、内容の変更や、中止・延期になる場合があります。詳しくは、問い合わせください。

## マイナンバーカードの 受け取りなどのための臨時開庁

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

平日の日中に役場に来ることが難しいみなさん、臨時開庁をご利用ください。受け取りは予約制です。あらかじめ電話予約し、来庁してください。

電子証明書の更新も可能です。希望する人は問い合わせください。

### 【臨時開庁日時】

6月14日(日)午前9時～11時30分

6月28日(日)午前9時～11時30分

## マイナンバーの通知カードが廃止されます

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

5月25日(月)をもって、通知カードが廃止されました。

今後は、新たな通知カードの発行(再発行を含む)や、通知カードの住所・氏名などの書き換えはできません。

なお、廃止日以降もお持ちの通知カードに住所・氏名などの変更が生じなければ、引き続き個人番号の証明書類として使用できますが、早めにマイナンバーカードの申請をしてください。



## 古賀清掃工場へのごみ自己搬入自粛のおねがい

問い合わせ先 古賀清掃工場 ☎942-1530(直)

4月7日の緊急事態宣言以降、ごみを自己搬入するため古賀清掃工場に多くの方が来場しています。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、処分を急

がないごみを施設へ持ち込むことは控えてください。みなさんのご協力をおねがいします。

## 令和2年度『熊丸みつ子先生の笑って！ 泣いて！元気100倍子育て講話』

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995(直)

幼児専門家の熊丸みつ子先生による講話、ふれあい遊びに参加しませんか。無料で参加できます。

全国を飛び回る先生の講話は「笑って泣いて元気になれる！」と毎回大好評です。

### 日時

7月8日(水)午前10時30分～11時30分

場所 シーオーレ新宮

対象 町内に住む妊婦とその家族、小学生・乳幼児がいる家族

内容 子育て講話とふれあい遊び

※子どもと一緒に参加できます。

申込方法 窓口、電話

申込締切日 7月3日(金)

申込先 シーオーレ新宮子育て支援課

「毎日イライラしているママ。寝顔に、ごめんねとこっそり謝るママ。イライラするママたちも、イライラさせる子どもたちも順調よ！」

「笑顔をもたらした子は笑顔を出し、やさしさをもたらした子はやさしさを出す。もらう量が多いほど、子どもは豊かに育つ。子どもたちの幸せのために手をつないでいきましょう」など…

たくさんの素敵なメッセージにあふれた講話です。



## 令和2年度児童手当現況届の提出について

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995(直)

6月分以降の児童手当を受給するためには、毎年6月1日における受給者の状況を現況届により届け出る必要があります。5月末に現況届を送付します。提出期間内に提出してください。

### 【提出書類】

- 現況届
- 受給者の健康保険証の写し
- 別居監護申立書
- ※受給者の住所と中学生以下の児童の住所が異なる場合は、提出が必要
- 児童の属する世帯全員の本籍地・続柄記載の住民票
- ※中学生以下の児童の住民票が他市町村にある場合は、提出が必要

### 【提出方法】

- ①返信用封筒で郵送(切手不要)
- ②シーオーレ新宮1階子育て支援課へ持参

【提出期間】 6月1日(月)～30日(火)の午前8時30分～午後10時30分

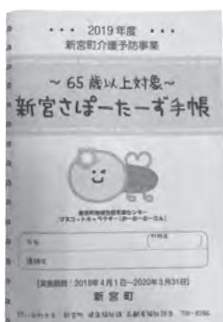
※土曜日・日曜日にも提出できます。

### 【注意事項】

- 提出書類は記入漏れがないよう、提出前に必ず確認してください。
- 公務員には町から児童手当現況届を送付しません。勤務先で手続きをしてください。

## 令和元年度分 介護予防サポートポイント事業給付金の申請受付を延長しています

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課(高齢者福祉担当) ☎710-8286(直)



広報3月号で「令和元年度分 介護予防サポートポイント事業給付金」の申請期限を4月30日(木)とお知らせしましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請期限を次のとおり延長しています。まだ申請がお済みでない人は、申請してください。

【申請期限】 8月31日(月)

【対象】 65歳以上の新宮さぼ一た一ず手帳を持っている人で、ポイントの精算を希望する人

【必要なもの】 新宮さぼ一た一ず手帳、認印、通帳(新規の人のみ)

【申請先】 町福祉センター健康福祉課(高齢者福祉担当)

## 小規模事業者応援給付金の申請期限が迫っています！

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238 (直)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、営業活動を縮小あるいは休業を余儀なくされ売上が大きく減少した町内事業者に対し、「新宮町小規模事業者応援給付金」を支給しています。

まだ交付申請をしていない事業者は、受付期間内に郵送で必要書類を提出してください。

### 【支給対象】 次の条件をすべて満たす事業者

- 新宮町内に主たる事業所もしくは店舗などを有すること
- 令和2年4月の売上が前年同月比で30%以上減少していること
- 主たる所得が営業等所得であり、前年同月の売上が30万円以上であること
- (※1) 起業後1年に満たない事業者は、令和元年12月の売上高と比較
- (※2) 前年同月と単純な比較が困難な場合は、令和2年1月から3月までの売上高の平均と比較
- (※3) 常時使用する従業員が20人以下（商業、サービス業は5人以下）の事業者が対象

【支給額】 法人 10万円 個人事業主 15万円

### 【提出書類】

- ①申請書（町ホームページに掲載しています。法人と個人事業主で様式が異なります）
- ②令和2年4月並びに前年同月の売上が分かるもの（前年同月の売り上げが分からない場合は、確定申告書などの前年売上総額が分かるもの）
- ③町内で事業を営んでいることが分かるもの（各種許可証、開業届などの写し）
- ④振込指定口座の写し（表紙および貯金の種類、店舗番号が記載された表紙裏面）

### 【申請方法】 郵送

送付先 新宮町役場産業振興課  
〒811-0192 新宮町緑ヶ浜1-1-1

【給付方法】 書類確認後に決定通知を郵送し、指定口座に振り込みます。

【申請期限】 5月29日（金）※当日消印有効

### 【その他】

- 応援給付金の申請に係る郵便代などの費用は申請者負担となります。
- 役場内混雑による感染拡大を防止するため、来庁はお控えください。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う各公共施設の取り扱い

Active 新宮5月号で各公共施設の取り扱いについてお知らせしましたが、緊急事態宣言が延長されたことに伴い、次のとおり変更しています。いずれも状況によって期間が変わる場合があります。

### 【状況に応じて閉館】

- 町立図書館  
（取扱業務は事前にご確認ください）
- 歴史資料館

### 【当面利用中止・休館】

- 公設分別ステーション
- アクア新宮（地域交流室）
- 町内公園に設置している遊具
- 島の駅あいのしま

### 【6月30日（火）まで利用停止】

- 福祉センター（大広間、研修室、休憩室などの各部屋、風呂、ヘルストロン）
- そぴあしんぐう（大ホール・小ホール・リハーサル室・展示室・交流室は7月31日（金）まで利用停止）
- シーオーレ新宮（レッスンルームは7月31日（金）まで利用停止）
- 新宮町研修所
- グラウンド（杜の宮、新宮ふれあいの丘公園）
- テニスコート（杜の宮、緑ヶ浜）
- 町内小学校・中学校体育館およびグラウンド

掲載している情報は、5月13日現在のものです。

## 新型コロナウイルス感染症の影響で 町税の納付が困難な人へ

問い合わせ先 役場税務課 ☎963-1731(直)

町では、次の要件に該当する人が各種町税を納期限内に支払うことが困難な場合に、徴収の猶予(納期の延長)に関する相談を受け付けます。

**【対象】**①・②の両方に該当する人(個人・法人は問いません)

①新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少した人

②納期限内に納付・納入することが難しい人

### 【対象となる町税】

令和2年2月1日～令和3年1月31日が納期限の町税(町県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、法人町民税、国民健康保険税)

### 【申請に必要なもの】

○特例の徴収猶予申請書(町ホームページに掲載)

○認印

○収入が概ね20%以上減少したことが分かる書類(例) 令和2年3月の給与明細と平成31年3月の給与明細など

新宮町 コロナ 猶予

検索

## Active 新宮5月号から 広報配送委託業者が変わっています

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)

前月のActive新宮5月号から、配送業者が「有限会社ゆう紀」に変わっています。

配送部数の変更などの連絡、未着などの問い合わせ先は、次のとおりです。

○有限会社ゆう紀 ☎962-4303(直)

## ご存知ですか？防災行政無線電話応答サービス

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)

防災行政無線から放送した24時間以内の内容を確認できます。防災行政無線電話応答サービス(☎092-962-6325)に電話をかけると、放送内容の音声メッセージが流れます。確認できるのは最大20件で、ダイヤルボタン(#)で早送りができます。なお、通信料は利用者負担です。

## 特別定額給付金(一人当たり10万円の給付) の申請はお済みですか

問い合わせ先 新型コロナウイルス感染症対策室  
☎962-0231(内線280)

新型コロナウイルス感染症の影響による緊急経済対策として、国民一人あたり10万円を給付しています。給付を受けるには「特別定額給付金の給付申請書」の提出が必要です。申請書は世帯毎に郵送しています。届いていない人は、問い合わせください。

申請が済んでいない人は、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で郵送してください。切手の貼付は不要です。

**【郵送申請期限】**8月11日(火)

マイナンバーカード、カードリーダーまたはカードを読み取ることができるスマートフォンを持っている人は、オンラインでの申請も可能です。

**【オンライン申請期限】**8月11日(火)

なお、申請できる人は世帯主であり、世帯主がその世帯全員分の給付を申請することになります。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

## 「しごと・暮らし相談室」「消費生活 相談室」の各相談体制について

月曜日・木曜日の「しごと・暮らし相談室」、火曜日・金曜日の「消費生活相談室」は、現在、電話相談としています。面談での相談再開は、改めてお知らせします。

### 【しごと・暮らし相談室】

相談方法 原則として電話

☎080-2759-5994

対応日時

月曜日・木曜日の午前10時～午後4時

### 【消費生活相談室】

相談方法 電話(092-410-2182)

対応日時 火曜日・金曜日の午前10時～午後1時、午後2時～4時



## 高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ

問い合わせ先 シーオーレ新宮健康福祉課(健康づくり担当) ☎962-5151(直)

当初、5月号でご案内する予定でしたが、都合により変更しました

高齢者にとって肺炎は重症化しやすい病気で、その原因として最も多いのが肺炎球菌です。予防には、肺炎球菌ワクチン接種が非常に有効です。

予防接種には、接種券(ハガキ)が必要です。本年度初めて対象者となる65歳に達する人には、4月下旬に接種券を郵送しています。経過措置期間が令和5年度まで延長となり、70歳から100歳までの節目年齢の人も対象となります。接種には事前に申請が必要です。

### 【接種券事前申請方法】

場所 シーオーレ新宮健康福祉課

受付時間 午前9時～午後5時

### 必要なもの

認め印、本人確認書類(健康保険証など)

※来庁できない人は、お電話ください。

【表1】 定期予防接種の対象

令和2年度に達する年齢	対象者となる生年月日
65歳	昭和30年4月2日生～ 昭和31年4月1日生
70歳	昭和25年4月2日生～ 昭和26年4月1日生
75歳	昭和20年4月2日生～ 昭和21年4月1日生
80歳	昭和15年4月2日生～ 昭和16年4月1日生
85歳	昭和10年4月2日生～ 昭和11年4月1日生
90歳	昭和5年4月2日生～ 昭和6年4月1日生
95歳	大正14年4月2日生～ 大正15年4月1日生
100歳	大正9年4月2日生～ 大正10年4月1日生

### 【接種当日に必要なもの】

接種券(ハガキ)、本人確認書類(健康保険証など)、自己負担金4,000円

### 【接種期限】

令和3年3月31日(水)

### 【定期予防接種の対象】 (表1)

本年度65歳以上5歳刻み100歳の人(節目年齢対象者)で、過去に高齢者肺炎球菌ワクチンを一度も接種していない人

なお、接種日当日60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓または呼吸器の障がい、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がい(身体障害者手帳1級程度)がある人は、対象年度を前倒しできる特例措置があります。

### ○接種医療機関(50音順)

医療機関名	電話番号
江口内科クリニック	☎963-5080
加野病院	☎962-2111
川崎内科医院	☎962-1931
かわぞえ眼科クリニック	☎692-6222
こころのクリニックゆめ	☎962-9567
澤村内科クリニック	☎962-2220
新宮クリニック	☎962-2233
新宮町相島診療所	☎962-4361
じんばやし整形外科リウマチ科医院	☎962-0200
竹村医院	☎962-0846
千鳥橋病院附属たちばな診療所	☎962-5211
なかよし脳神経クリニック	☎941-5121
成松循環器科医院	☎962-0022
原外科医院	☎962-0704
ひぐち内科クリニック	☎963-2280
やまだ消化器科内科クリニック	☎941-2225

ご存じですか？

## 医療費の助成制度

町では、次の各種制度に自己負担限度額を設け、保険適用医療費の一部を助成しています。

申請が遅れると、助成を受けられない期間ができるため、手続きがお済みでない対象者は、早めに手続きをしてください。内容や申請の詳細については、問い合わせください。

### 子ども医療

**対象** 中学3年生(15歳に達した日以後の最初の3月31日)までの子ども

**自己負担限度額**(1医療機関ごと)

○未就学児(0~6歳に達した日以後の最初の3月31日まで)

入院 0円 外来 0円

○小学生(12歳に達した日以後の最初の3月31日まで)

入院 500円/日(月7日限度)

外来 1,200円/月 ※薬局は0円

○中学生(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)

入院 500円/日(月7日限度)

外来 助成対象外

※年齢に応じて、自己負担限度額が異なります。

**必要なもの** 子どもの健康保険証、認印、マイナンバーがわかるもの(受給対象者、申請者)

### 重度障がい者医療

**対象**

○身体障害者手帳1級または2級の人

○療育手帳がA判定の人

○精神障害者保健福祉手帳1級の人

**自己負担限度額**(1医療機関ごと)

入院 0円

外来 500円/月 ※薬局は0円

**必要なもの** 障がいの状態がわかるもの(身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの各種手帳)、健康保険証、認印、マイナンバーがわかるもの(受給対象者、申請者)

### ひとり親家庭等医療

**対象**

○夫・妻と死別、または離婚し、児童を扶養している母または父とその児童

○父母のいない児童

○父が重度の障がい者である児童と母

○母が重度の障がい者である児童と父

※児童は、18歳になる日以後の最初の3月31日までの人が対象です。

※本人と家族などの所得制限があります。また、毎年更新手続きが必要です。

**自己負担限度額**(1医療機関ごと)

入院 500円/日(月7日限度)

外来 800円/月※薬局は0円

**必要なもの** 健康保険証(受給対象者全員分)、認印、母子家庭・父子家庭であることを明らかにするもの(戸籍謄本、児童扶養手当の証書、遺族年金の証書など)、マイナンバーがわかるもの(受給対象者、申請者の分)

### 【ひとり親家庭等医療の更新申請】

**受付期間** 8月3日(月)~31日(月)

※土曜日、日曜日、祝日を除く。

**必要なもの** 健康保険証(受給対象者全員分)、認印、戸籍謄本(認定申請のときと戸籍の内容が異なる人のみ)、児童扶養手当・母子年金・遺族年金などの証書、マイナンバーがわかるもの(受給対象者、申請者)

問い合わせ先 役場住民課(医療担当) ☎963-1733(直) FAX962-0885

## 「夏休み子ども講座」受講生募集

問い合わせ先 そびあしんぐう社会教育課 ☎962-5111（直）

お友だちを誘って、夏休みの思い出をつくりましょう。

### 【講座の予定】

講座名	日時	対象	定員
工作教室Ⅰ（低学年）	8月12日（水）午前10時～正午	町内の小学1年生～3年生	20人
工作教室Ⅱ（高学年）	8月11日（火）午前10時～正午	町内の小学4年生～6年生	40人
工作教室Ⅲ	開催予定	町内の小学生	20人
理科実験教室Ⅰ	8月6日（木）午前10時～正午	町内の小学生	40人
理科実験教室Ⅱ	開催予定	町内の小学生	40人
親子 de 工作教室Ⅰ	8月2日（日）午前10時～正午	町内の小学生とその保護者	各20組
親子 de パン教室	8月9日（日）、8月10日（月） 両日とも午前9時30分～午後1時	町内の小学生とその保護者	各12組
親子 de 料理教室	8月5日（水）午前9時30分～午後1時	町内の小学生とその保護者	各12組
親子 de お菓子教室	8月4日（火）午前10時～午後1時		

### 受講料 無料

※材料費などは実費負担です。金額は内容により異なります。

**申込方法** 「夏休みこども講座参加申込書」をそびあしんぐう、シーオーレ新宮窓口に提出。インターネットでも申し込みできます。

※申込書は学校を通じて配布します。

※そびあしんぐう窓口または町ホームページでも取得できます。

### 申込締切日 6月26日（金）午後5時（必着）

※土曜日・日曜日、夜間（午後10時まで）も受け付けます。

※定員を超えた場合は抽選となり、抽選結果を通知します。

※託児はありません。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座の中止や定員を変更する場合があります。

## 第55回新宮町消防団消防操法大会の中止について

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734（直）

6月28日（日）に予定していた第55回新宮町消防団消防操法大会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止します。また、糟屋地区大会などの上位大会も中止となりました。



今後も、新宮町消防団にご支援をおねがいします！

## 医療費通知を郵送します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733 (直)

年に6回、新宮町国民健康保険に加入する世帯主宛に医療費通知を郵送します。医療費通知は、医療機関から国保連合会と町に提出された医療費の請求を元に作成しています。過大に請求されていないかなどを確認してください。

医療費通知は、確定申告の医療費控除で医療費の明細書としても使用できます。ただし、医療費通知に記載されていない場合や、実際に窓口で支払った自己負担額と一致しないことがあります。お手元の領収書と医療費通知を確認し、金額が異なる場合は実際の負担額に訂正して申告してください。

## 離乳食教室 もぐもぐ講座(後期コース)

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995 (直)

離乳食を始めて数か月経つと、食べられる食材や量が増え、初期とは違う疑問や心配ごとが出てくるものです。講座では、離乳後期からの離乳食づくりの疑問に答えます。月齢にあわせた食材やメニューを楽しく学びましょう。

**日程** 7月15日(水)

**時間** ①午前10時～11時、②午前11時～正午

**場所** シーオーレ新宮

**対象** 町内に住むおもに離乳後期～完了期の乳児の保護者

**内容** 管理栄養士による話・調理実演の見学(離乳後期～完了期)

**定員** 各6人(子どもも一緒に参加できます。託児はありません)

**必要なもの** 筆記用具

**参加費** 無料

**申込方法** 窓口、電話

**申込締切日** 7月10日(金)

**申込先** シーオーレ新宮子育て支援課



## 国民健康保険税の通知書を送付します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733 (直)

令和2年度の国民健康保険税納税通知書を、6月中旬に発送します。国民健康保険税は、国民健康保険法の規定により世帯主が納税義務者となります。世帯主宛に通知しますので、必ず確認してください。

また、Active 新宮5月号でお知らせしたとおり、本年度、国民健康保険税率の改定を行いました。前年中と前々年中の所得額や加入人数に変更がない世帯も年間の税額は上がっています。

令和2年度の国民健康保険税の課税上限額は99万円(介護分を負担する被保険者がいない世帯は82万円)です。世帯の合計所得金額である「軽減基準総所得金額」が国の定める基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

### 【軽減割合】

軽減割合	世帯の令和元年中の合計所得金額が下記に該当する場合
7割	33万円以下
5割	33万円+(28万5千円×被保険者数)以下
2割	33万円+(52万円×被保険者数)以下

また、他保険に加入した場合には、新宮町国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。全員分の①新しく交付された健康保険被保険者証の写し(※1)、②マイナンバー(通知)カードの写し、③被保険者証の原本を簡易書留(※2)で郵送してください。資格喪失手続き後、国民健康保険税を再計算します。

(※1)①の余白部分に世帯主名、住所、日中連絡が取れる電話番号、「国保喪失希望」と記入してください。

(※2)簡易書留郵便で郵送されず届かなかった場合の責任は負えません。





## 桜山手区の民生委員・児童委員が決まりました

桜山手区の民生委員・児童委員に、青山直子さんが委嘱されました。任期は、他の行政区と同じで令和4年11月30日(水)までです。

民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。地域の身近な相談相手として、生活の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。

民生委員・児童委員には守秘義務があります。自身のことや近所のことなどで何か困ったことがあれば、気軽に相談してください。



▲青山直子さん

問い合わせ先 役場健康福祉課 ☎962-0239(直)

新宮navi

検索

新宮navi

おもてなし協会通信

## 地域おこし協力隊3人の活動紹介

上野さんと小島さんは平成29年11月から、糸永さんは平成31年4月から地域おこし協力隊として活動しています。



上野浩希(熊本県出身)

町の観光振興・PRを担当する自称「新宮町のセールスマン」で、子どもたちからはゴリくんとして親しまれている。「しんぐろキズナ☆プロレス」や「新宮劇場キャップ野球甲子園」などを主催。町内外の人と事業者をつなげた形で、起業も含めた可能性を模索中。

小島慎太郎(熊本県出身)

日本一周ヒッチハイクや世界一周の経験を持つ。辿りついたのが山あり、海あり、島ありのさまざまな側面を持つ街、新宮町。有害鳥獣対策として山間部でシカやイノシシを捕獲するかたわら、鳥獣の皮を使ったビジネスや、間伐材を利用した製品化に取り組んでいる。



糸永源樹(大牟田市出身)

相島活性化担当。宿「stay house 嶋(かし)」の経営をしているが、感染症対策で予約受付ができない現在は、宿のリノベーションや新規物件の開拓中。相島の漁師のいけま売りなど、島の行事に多く関わる。現在は2年後の協力隊卒業後に向けて、空き家を使ったビジネスをめざして活動中。

問い合わせ先 (一社)新宮町おもてなし協会 ☎981-3470